

## 戸別所得補償モデル事業が集落営農組織(枝番方式)に及ぼす影響把握

情報経営部 情報チーム TEL:022-383-8120

### 研究の目的

平成22年度から「米戸別所得補償モデル事業」(以下、「米のモデル事業」と「水田利活用自給力向上事業」(以下、「自給率向上事業」)の2事業からなる戸別所得補償モデル対策(以下、「モデル対策」)が始まりました。本研究では、施策に対して枝番方式が中心の集落営農組織はどのように対応しているのか、また、水稻生産、転作対応はどのように変化するかを明らかにしました。

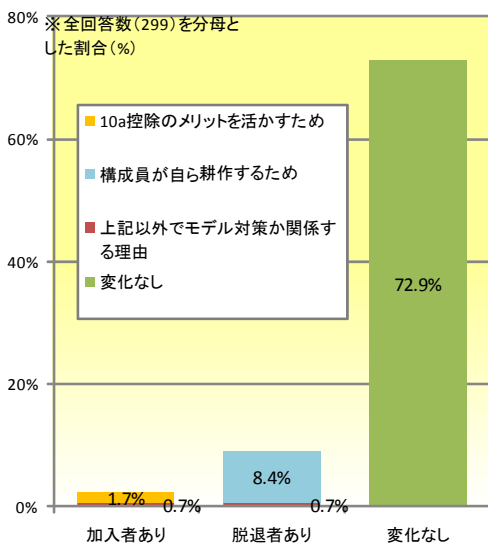
### 研究成果

集落営農組織では、モデル対策による影響として構成員の増減は全体的に少なかったものの、加入よりも脱退に影響し、水稻・大豆・飼料作物・加工用米から新規需要米への作付移行がみられました。

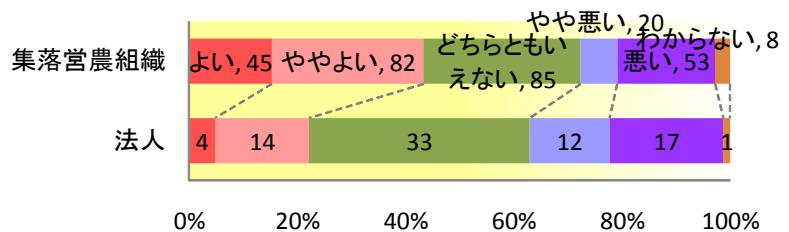
また、モデル対策に対して、集落営農組織は肯定的評価が否定的評価よりも高く、法人では評価が低い結果となりました。これは、法人が、努力が報われるような内容ではないことに不満を感じているためと考えられます。

米のモデル事業と自給率向上事業の評価をそれぞれ満足度調査分析手法により検証した結果、改善が望まれる項目について、米のモデル事業では「交付単価が全国一律」「交付単価が1.5万円/10a」、自給率向上事業では「交付単価が全国一律」「新規需要米生産に8万円/10aの助成」「米の需給調整参加を要件としない」「野菜、雑穀などの他作物生産に1万円/10aを基本とした助成」でした。また、ヒアリング及びアンケート調査結果から、米価の下落及び政策の継続性に対し不安を感じていることがうかがえました。

集落営農組織のモデル対策による構成員の増減



戸別所得補償モデル対策の総合評価



各事業に対する評価(集落営農組織)のGS分析結果

米のモデル事業	評価項目	改善度	自給率向上事業	評価項目	改善度
	米のモデル事業の対象者	-0.40		自給率向上事業の加入要件	2.24
米のモデル事業の交付単価	9.09	自給率向上事業が全国一律	11.11		
米のモデル事業が全国一律	13.36	麦・大豆・飼料作物の交付単価	-4.36		
米価下落時の差額補填	-1.61	新規需要米の交付単価	3.85		
交付対象面積の10a控除	-1.24	そば・なたね・加工用米の交付単価	-2.98		
集落営農組織単位の10a控除	-14.07	野菜・雑穀・その他の交付単価	0.55		
		激変緩和措置	-14.42		

### 普及等の見込

H23年度から本格実施される米戸別所得補償制度への的確な対応につながります。

宮城県  
農業・園芸総合研究所

宮城県名取市高館川上字東金剛寺1番地  
TEL: 022-383-8111(代表) FAX: 022-383-9907(代表)  
ホームページ: [http://www.pref.miyagi.jp/res\\_center/](http://www.pref.miyagi.jp/res_center/)  
E-mail: [marc-fk@pref.miyagi.jp](mailto:marc-fk@pref.miyagi.jp)(代表)